

## ヘイトデモと警察対応：差別禁止法がない社会における「反差別」の立ち位置

著者	瀧 大知
雑誌名	和光大学現代人間学部紀要
巻	12
ページ	133-150
発行年	2019-03-08
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1073/00004642/">http://id.nii.ac.jp/1073/00004642/</a>

# ヘイトデモと警察対応

## ——差別禁止法がない社会における「反差別」の立ち位置

瀧 大知 TAKI Daichi

——はじめに

- 1 —— なぜ警察を問うのか — その背景と分析視点
- 2 —— NO HATE ! NO RACISMは「迷惑行為」(?)
- 3 —— 背景としての「反レイシズムゼロ」  
—— むすびにかえて — 差別的言動のない社会の実現に寄与しているのは誰なのか

【要旨】本稿は警察によるヘイトデモへの対応を分析し、その課題を明らかにすることを目的としている。そのために、筆者によるフィールド調査のデータをもとに、警察とカウンター行動との関係に注目した。分析の結果、本稿では以下の点を明らかにした。まず、警察の目的はヘイト・スピーチを止めることではなく、デモを安全に終わらせようとするのみであること。つぎにそのような姿勢の警察にとって、カウンターはデモ隊と衝突を起こす危険性のある「挑発行為」としか捉えられておらず、一般通行人にとっての「迷惑」行動とされていること。その背景には日本に人種差別を規制する法律がないことを指摘した。そのうえで「ヘイトスピーチ解消法」の課題を提示している。

——はじめに

### (1) 本稿の議題

2000年代中盤以降から人種差別団体として有名な「在特会」をはじめ、「行動する保守」を総称する極右市民運動が台頭しデモや街宣を積極的におこなっている<sup>1)</sup>。

かれらが注目されるようになったのは、その運動スタイルにともなう「〇〇人は日本から出ていけ」「ゴキブリ〇〇人」「〇〇人を殺せ」といった過激な差別的パフォーマンス＝ヘイト・スピーチにある。矛先は主に在日コリアンをはじめとした朝鮮半島ルーツの人びとや中国ルーツ、アイヌ、沖縄、そして被差別部落出身者と見なされた人びとに向けられ、被害者の心身を痛めつけている。

ヘイト・スピーチとは「人種、民族、国籍、宗教、性別、性的指向など、個人では変更困難な属性に基づいて侮辱、扇動、脅迫などを行うこと」(明戸2013: 28)と定義される。

一般的にその効果は被害当事者へ自己喪失感や無力感をあたえ、さらなる攻撃をおそれることから反論ができなくなる「沈黙効果」が1つ。そして攻撃されたマイノリティへの

差別を当該社会に蔓延させ強化し、直接的な暴力を含むヘイトクライムや最終的にはジェノサイドへとつながる「差別構造の強化」があげられる（師岡 2013: 57-62）。

きわめて個人的な感想だが、こうしたヘイト・スピーチをとまなうデモ——本稿ではこうしたデモを「ヘイトデモ」とよぶ——をはじめて見たときから変わらないぞっとする瞬間がある。「その絶望的な『軽さ』」（中村 2014: 163）だ。デモの参加者はヘラヘラ笑い、ときには流行りの曲を歌い踊りながら差別的な主張をさげふ。楽しそうにヘイト・スピーチをするという光景は「行動保守」によるデモの特徴の1つだろう。この問題を題材にした深沢潮の小説『緑と赤』でもそうした様子が描かれる。

デモ隊は集合場所の大久保公園を出発すると、職安通りを明治通りに向かった。警察と機動隊に守られてよく見えないが、拡声器越しの威勢のいい主張に比べ、隙間から時折目に入る姿はへらへらとしていて、拍子抜けするほどだった。（…中略…）そのまま大久保通りを進んだデモ隊は、新大久保駅前、大久保駅前を通りすぎ、小滝橋（おたきばし）通りを左に曲がった。そして最後は柏木公園<sup>かしわぎ</sup>で解散した。酷い言葉を吐き続けた彼らは機動隊に誘導されて新宿駅の方向へ静かに消えていく。その満足そうな顔に、ヨンワイプさんではないけれど、それこそ石でも投げつきたい気持ちになった。

このデモはいったいなんだったのだろう。

梓の大好きな新大久保が、薄ら笑いを浮かべてヘイトスピーチを垂れ流す集団の醜い行為に深く傷つけられた。

悲しくてやりきれない。（深沢 2015: 74-75）

だから余計に、その行動がカジュアルすぎることに愕然<sup>がくぜん</sup>となる。彼らは差別を楽しみ、憂さ晴らしをしているだけにしか見えない。

それなのに彼らの言葉によって、深く傷つき、悲しい思いをしている人たちがいる。その思いを胸に閉じ込めて、反論できないでいる人が多い。

クレープ屋で見た、梓の友達の、憂いを帯びた瞳が思い浮かぶ。（深沢 2015: 121）

同時にヘイト・スピーチが社会的な問題になって以降、日本社会の大きな変化として一般市民によるカウンター行動の台頭があげられる。「カウンター」とは簡単にいえば「行動保守」による差別的な言動に対して「反ヘイト」「反レイシズム」を掲げて立ち上がった人びとのことである。参加者はいわゆる組織的な動員というよりは個人的であり、インターネット上の情報などを通して集まってくる。その抗議方法は直接ヘイトデモに体を張って抗議をすることもあれば「NO HATE! NO RACISM」「差別扇動デモに NO」と書かれた横断幕やプラカードを掲げる。ほかにも周囲の人びとへのアナウンス——目の前の集団が差別団体であることを知らせる——やヘイト・スピーチの問題を説明する団扇やポケットティッシュを配布する周知活動など様々な方法がとられている<sup>2)</sup>。

むき出しの差別が表出されるヘイトデモの現場では奇妙な場面があらわれる。それが冒頭の引用にある「警察と機動隊に守られて」いるシーンだ。誰から「守られている」のか。それは小説の主人公たち「ヨンワイプや梓のように、差別に対して憤る」(深沢 2015: 86) 人びと＝カウンターからであり、描かれるのは「レイシストのデモ集団を守って、カウンター勢を排除する警察の姿」(深沢 2015: 133) だ。

ここには権力に守られる「差別」と権力によって排除される「反差別」という、ある種のそして異質な関係があらわれる。その線引きをしているのが警察だ。

なぜ「楽しく」ヘイトデモができるのか。そしてなぜ差別を止めたい人びとが排除されるのか。本稿が試みたいのはこの関係性とそれが何によって生み出されているのかを描き出すことである。具体的には警察の対応に焦点をあてたい。それがどのようにおこなわれているのか。とくに排除される側であるカウンター行動に対して警察からどういった〈まなざし〉が向けられているのかをスケッチしていく。

まず1節では警察を考察の対象とする背景と分析視点をのべる。つぎに2節では筆者がおこなったフィールド調査の結果を整理しつつ、警察がどのような姿勢で警備にあたっているのか、またカウンター行動に対してどのような〈まなざし〉を向けているのか。もう少しのべればどういった存在として表象されているのかを明らかにすることで、本稿の狙いである差別主義者側と「反差別」側にある「権力的非対称性」と表現できるような関係性を描写したい。そして第3節では、その関係性の背景には日本社会の「反レイシズムゼロ」＝反差別法が存在しないことを指摘する。

換言すれば本稿の分析は「差別禁止法がないこと」がどのように機能しているのかという問いであり、そのような社会における「反差別の立ち位置」という議論といえる。

## (2) ヘイトスピーチ解消法とカウンター行動

次節に入る前に本議論の背景でもある「ヘイトスピーチ解消法」とカウンター行動との関係性をのべておきたい。これは本稿がなぜ警察とカウンターの関係を問題化するのかに関わる。その点を先行研究をふまえて整理する。

2016年5月12日にヘイト・スピーチ対策を目的とした「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(通称「ヘイトスピーチ解消法」)が6月3日に施行された。

その意義について師岡は「差別の深刻な被害を認めて喫緊の課題として国と地方公共団体の解消の責務を認めた点で、日本ではじめての反差別法として評価できる。」(師岡 2017: 3) とのべている<sup>3)</sup>。

一方で、施行直後から対策法として不十分である点がいくつか指摘されている。

本稿の問題意識に引きつけたところでは、実効性の弱さがあげられる。ヘイトスピーチ解消法はいわゆる「理念法」であり禁止規定がなく基本的施策に相談体制の整備や教育の充実、啓発活動など抽象的なものが列挙されているのみで、具体的な施策が示されていな

い(師岡 2016: 221, 2017: 3)。そのため効力に疑問符がつけられている。

そうした実効性の低さから「行動保守」を運動論的視角から分析してきた樋口直人は以下のようにのべる。

ヘイトスピーチ解消法は、それ自体の実効性が弱いがゆえに、依然としてカウンターによるヘイトデモの規制が必要で、実効性のある条例制定を求める運動も続いている。つまり、解消法は対抗運動の下支えがなければ機能せず、ヘイトスピーチへの対峙という目的に即してみれば一里塚に到達したにすぎない。(樋口 2018: 111)

つまり解消法はデモの現場において、実質的にカウンター行動ありきの法律になっているということだ。それが意味するのはカウンターがいなければもしくはその行動が阻止されてしまえばヘイト・スピーチが放置されることを意味する。

たしかに施行以後は「行動保守」側から戸惑いの様子がうかがえた<sup>4)</sup>。しかし解消法施行後もヘイト・スピーチは引き続きおこなわれていることが、弁護士や社会学者を中心とした人種差別実調査研究会による報告書『日本国内の人種差別実態に関する調査報告書【2018年版】』で明らかとされている<sup>5)</sup>(人種差別実態調査研究会 2018)。デモや街宣の件数についても法律の施行後にデモの件数こそ減少したが、街宣については増加傾向にあることも報告されている(明戸 2018: 7)

警察による対応の詳細は後述するが、デモの現場において法律の条文を読み上げる以外に大きな変化は見られておらず差別的な言動が叫ばれても止める様子はみられない。

以上の状況をふまえたうえで考察をおこなう。そうすることで、これまでの分析とは別の視点からヘイトスピーチ解消法の問題点および限界を提示できるのではないかと考えている。

## 1 — なぜ警察を問うのか — その背景と分析視点

### (1) 行為主体としての警察

社会学者の佐野正彦は近代的秩序の形成の際に重要な制度的要素として軍隊や学校、工場そして警察の存在をあげ、そのなかでも警察がもっとも広く人びとに影響を及ぼすという。そうした警察を佐野は「民衆の学校」や「民衆の教師」であるといっても過言ではないとのべる(佐野 2003: 205)。

本稿でヘイトデモの警察対応を対象とするのも、その動きが多くの人びとの行動や認識に影響を与えるからであり、警察の姿勢そのものがレイシズムの拡大や再生産そして抑止の効果をもつからである。

とくに警察の対応はヘイト・スピーチの被害者に重大な影響を与えてきた。それは「国が差別を黙認し、警察がヘイトデモ・街宣を表現の自由として守ってきたことが、被害者をよ

り苦しめ、社会全体への絶望感をもたらしてきた。」(師岡 2017: 3) ののである (実際の声は表 1 参照)<sup>6)</sup>。

また警察官の振る舞いは「行動保守」側にも影響を与える。2016年10月18日に沖縄県高江でヘリパッド工事への反対行動をしていた人に対し、大阪府警の機動隊員が「土人」と言い放つ事件があった。この発言以後ヘイトデモでは「朝鮮土人」といった表現が使われるようになってきている (前田 2018: 119)。これは警察が差別を扇動した分かりやすい事例であろう。逆に警察の対応によっては差別を抑制されることもある。解消法施行直後に川崎市中原区でヘイトデモがおこなわれたが、多くのカウンターが集まったことによりデモが進まず中止となった。このとき警察はそれまでと違いシットインするカウンターを排除しなかった。その理由をデモ主催者に問われた際に「これが国民世論の力なの」と答え、デモの続行が困難であることをうながした<sup>7)</sup>。その後「行動保守」側から、これまでのような活動が困難になるかもしれないという危機感が表明された。

このデモに参加していた瀬戸弘幸 (現日本第一党最高顧問) は著書の中で下記のように回想している。

ところが警察はデモ隊をその座り込んでいる妨害者を避けて通るように先導していた。警察も対処を迷っているようだった。… (中略) …これに対して何らかの対策を早急に講じなければ我々の活動は重大な影響を受けざるを得ないという危機感行動する保守運動に参加して来た人達の共通の認識でもあった。… (中略) …これでは本来のデモ (示威行進) とは言えない。なぜ、こうなってしまったのか? そしてこうなることを予想される中で、今後もデモを行う必要性があるのか? この点を先ずは

表1 警察の対応と被害の声

ヒューマンライツ・ナウ調査

2013年3月のヘイト街宣依頼、カウンター行動にマメに参加している。本当は、参加したくないが、意思表示の必要性を感じるから。

ヘイト側には寛容で守っているように見え、カウンター側には厳しい警察の差別的姿勢に大きな疑問を感じ、頭数になろうと考えた。

一番腹が立つのは警察に対してである。警察は彼らの言動に対して、黙って見ているだけで、何も言わないし、何もしない。中学生が『何で止めないの?』と質問したら、「表現の自由だから」と答えたという話を聞いた。

警察40～50人は在特会を誘導しているように見えた。警察は交番で談笑していた。デモが通り過ぎて思わず泣き出した。

多民族共生人権教育センター調査

許可する事は、警察や行政も彼らと同じ考えを認識する事にも思えます (もしくは扇動するようにも思えます)。

どう見ても警察は“在特会”を守っているようにしか見えない。“殺すから出てこい”と言っている人を守る警察に対しても不信感になる。

警察、行政がこのデモを許可している事に対して絶望感を感じる。

出典) 国際人権NGOヒューマンライツ・ナウ (2014) とNPO法人多民族共生人権教育センター (2015) より抜粋。



考えねばならない。… (中略) …極めて困難な状況にあるとの先ずは認識を持たねばなりません。(瀬戸 2016: 130-132)

以上のように警察がヘイトデモを止めないことは被害を悪化させ、社会への不信感や孤立感を増加させる。そして差別の扇動・増長機能をもつと同時に抑制効果をもつ。このようにレイシズムが生起する場面における警察の役割は受動的な存在ではなく、1つの行為主体として存在しているのである。

そこでは能動的な作為的行為だけでなく、なにもしない——ヘイト・スピーチやその背景にあるレイシズムを放置する——ことも丸山真男の言葉をかりれば「現実にはたいするコミット」であり「不作為の責任」が発生すると捉える必要がある(丸山 1960: 181)。

## (2) 国家の規範を表象する警察

つぎに警察の行為が何により決定されるかを整理するとともに、本稿の分析視点をのべる。

上記で警察が人びとに影響を与える行為主体であるといった。それが「主体」とであるという意味は、「国家を代表する人びと」(Wieviorka 2004=2007: 76) だということだ。

マックス・ウェーバーの有名なテーゼによれば国家とは「人間の共同体のうちで、ある特定の領域において… (中略) …正当な物理的な暴力の行使を独占することを要求し、それに成功している唯一の共同体」(Weber 1921=2009: 10-11) である。その暴力を「合法的」に行使することができる代表的な機関が軍隊や警察であり、アンソニー・ギデンズの指摘にならえば軍事力は「国外」に警察力は「国内」に向かう「暴力装置」である(Giddens 1985=1999: 25)。

つまりヘイトデモの現場において、国家の意思や規範を体現するのが警察だからこそヘイト・スピーチの被害者に社会への不信を生み、差別主義者側に行為の正当性をあたえてしまうのだといえる。そして強調したいのは正当に暴力を行使できる「警察も1つの巨大な官僚制組織」(佐野 2003: 161) であるということだ。官僚制とはシンプルに言えば「部局の職階からなる大規模な組織である。これらの部局において人びとは、一定の責任をもち、また規則や成文化された規定、より上位の人びとが行使する強制の手段にしたがって行動しなければならない。」(Ritzer 1993/1996=1999: 46) と定義されよう。

警察も法律に従って行動する官僚であり、そこからの逸脱は原則として認められない。宝月誠はそのことを以下のように指摘する。

警察官は現代民主主義社会の中で、きわめて有力な「社会統制 (social control) の一翼を担っている。警察は、近代社会が自らの社会秩序を維持するために、法の支配の下に、軍隊組織とともに、強制力を公式に行使しうる唯一の機構として生みだし、発達させてきたものである。彼らの組織が近代以前の統制機構と本質的に異なっているのは、彼らの職務が法の支配の下で、正当化されかつ拘束されているという点

である。(宝月 1990: 134)

かつてアメリカの暴動に関する大統領諮問委員会の委員を務めていたレイモンド・M. モンボイスも「警察官は、自分の個人的な見解にかかわらずなく、法をあるがままに適用するのが、真のプロフェッショナルな警察官であるということを理解しなければならない。」(Momboisse 1967=1969: 141) とのべる。

しかし現実に警察と法は単純に垂直的な関係ではない。J. H. スコールニックは『警察官の意識と行動』(1966=1971) のなかで、民主制社会では「秩序の維持」と「法律の支配」に忠実であることは対立し、その「ディレンマ」に悩みながら職務を遂行していることを明らかにしている。また宝月 (1990) もスコールニックの議論をうけて合法性と秩序の維持が相反するものであると認める。そのうえでこのバランスの成立は機械的に決定されるわけではなく現場にいる警察官の一定の自由意思——「裁量」——によって達成されているとする。そしてこの意思決定に影響する「解釈ルール」を明らかにすることが重大な課題であるという。

もちろん本稿で対象とするヘイトデモの現場にいる警察官も「解釈ルール」にもとづいて判断＝「裁量」をおこなっているのだろう。それは重要な研究課題である。だが宝月も指摘しているように「解釈ルール」を明示することは非常に困難——何が「解釈ルール」なのか否かの判断——な作業である (宝月 1990: 170)。そのため本稿ではこの点は意識しつつも、最後に若干の考察をする程度にとどめたい。

ここで警察が法の支配下にある「官僚制的性格」をもつことを概観したのは、現場における警察官の行動が仮にある程度の自由意思で決定することができるとしても、あくまでもその前提には法規則があるということを明らかにしたかったからである。

本稿では以上の点をふまえ、国家や当該政府の責任——具体的には3節でのべる差別禁止法を制定しない責任——を射程にいれつつ考察をする。

## 2 —— NO HATE ! NO RACISM は「迷惑行為」(?)

### (1) 調査概要

本節では具体的にヘイトデモの現場での警察の対応を整理・分析する。そこではカウンターに対してどのような姿勢をとっており、またどのような〈まなざし〉が向けられているのかを筆者がおこなったフィールド調査のデータから明らかにする。

まず調査の概要であるが、調査期間は2018年2月から10月末まで、観察対象はその期間内に東京都内で「行動する保守運動」がおこなったデモである。その日程や場所／デモのタイトル／主催団体は表2のとおりである。調査対象の設定については、インターネット上で公開されている「行動保守全国版カレンダー」<sup>8)</sup>でこれまでイベントの告知をおこなったことがある団体および個人であることを規準とした<sup>9)</sup>。



ここでいう「デモ」という行為について、警察の分類に従うならば街を練り歩きながらおこなう「徒歩デモ」とプラカードや横断幕を掲げながら1つの場所で自らの主張を訴える「街頭宣伝活動」の2種類に分けられる(沢瀉 2015: 24)。調査対象とした「デモ」は上記の分類でいえば「徒歩デモ」にあたる。その理由は、警察官の行動に一定の共通性があり、規準を設定しての観察が可能であるからだ。対して「街頭宣伝活動」は警備体制に共通性が見出しにくい。「街頭宣伝活動」も合わせた統一的な分析は今後の課題としたい。そのため特別な断りがないかぎり「デモ」と表記した場合は「徒歩デモ」のことを指す。

調査は、つぎの2点に注目しておこなった。1つがカウンターへの制止行動である。デモの現場では基本的に車道上をデモ隊が行進し、多くの場合カウンター側は沿道(主に歩道)から並走かデモコースの途中でプラカードや横断幕をもって抗議行動をおこなう。そのときに警察は、デモ隊とカウンターの間に入りトラブルを避けるという理由から一定以上の距離をとらせようとする。ここで警察がカウンターに対してどのように対応しているのかをカウンターと同じ動き(デモ隊との並走)をしながら記録をしていった。

もう1点は警察からのアナウンスである。デモ隊の先頭には警察の先導車が走り、その上からDJポリスがアナウンス=注意喚起をしている。このアナウンスの内容を分析の対象とする。そこには警察がカウンターに対してどのような認識をもっているのかが読み取れるメッセージが発せられているからである。このアナウンスはヘイトスピーチ解消法施行以降からの変化でもある(明戸 2017: 4)。そのため本法律の課題を議論するうえでも外せないものと考えている。

表2 調査対象デモ

日程	タイトル	主催者	場所 (デモ開始地点)
2018年02月18日(日)	竹島奪還! 日韓国交断絶国民大行進 in 帝都	日韓断交共闘委員会帝都	新宿区
2018年03月04日(日)	【共産主義をぶっ潰せ! デモ in 代々木】	在日特権を許さない市民の会 東京支部	渋谷区
2018年03月25日(日)	本国日本人を貶める国連ユネスコ 脱退促進デモ行進	新志会	新宿区
2018年04月08日(日)	拉致被害者奪還ブルーリボンデモ in 東京	行動するよしをの会 よっしー	新宿区
2018年05月03日(木)	【新社会運動】一億赤報隊! 朝日新聞撲滅	新社会運動	中央区
2018年05月20日(日)	日韓断交国民大行進	日韓断交共闘委員会帝都	新宿区
2018年05月27日(日)	【桜井誠プレゼンツ】今こそ圧力で北朝鮮 にトドメを刺そう! 国民大行進 in 銀座	行動する保守運動	中央区
2018年06月10日(日)	【雨天決行】悪質な中国人の国民健康保険 利用を糾せ! 池袋奪還国民大行進	行動する保守運動	豊島区
2018年07月15日(日)	7.15 在日特権を廃止せよ! デモ in 浅草	在日特権を許さない市民の会 東京支部	台東区
2018年09月17日(月)	【新社会運動】北朝鮮帰還事業再開デモ in 秋葉原	新社会運動	千代田区
2018年10月14日(日)	【東京】日本第一党主催 『10・14 反移民デー』全国一斉行動	日本第一党 東京都本部	中央区
2018年10月21日(日)	【告知】日韓断交アクション! 日韓国交断絶デモ in 帝都	在日特権を許さない市民の会 東京支部	中央区
2018年10月28日(日)	韓国断罪! 日韓国交断絶国民大行進 in 浅草	日韓断交共闘委員会帝都	台東区

最後に調査結果に関する限界も示しておきたい。後述するように警察はカウンターとデモ隊との距離間を常に広げようとする。そのためデモ隊や警察に近づくのが困難となる場面が多々あり警察の動きやアナウンスをすべて記録できているわけではない。データはあくまでも部分的なものに限定されてしまうことはのべておきたい。

## (2) 警察によるカウンターの制止

はじめに警察がカウンター行動に対してどのような対応をしているのか、実際の事例に沿って示していく。

さきにいえば警察はカウンターに対して厳しい対応をしている。2018年の国連人種差別撤廃委員会による日本政府定期報告審査のためにNGOが提出した報告書でも、ヘイトスピーチ解消法以降も、その趨勢に大きな変化が見られないことが報告されている。

カウンター側を柵で囲う、デモに近づかないよう足止めする、カウンター側の写真、動画撮影するなどの過剰警備はほぼ続いている。…(中略)…現在も、不特定の集団に対するヘイトスピーチを行うデモは合法であり、警察が毎回のようにデモ参加者をはるかに超える多数で守り、カウンター活動を封じ、差別デモを守っている。(人種差別撤廃NGOネットワーク(ERD ネット)2018:12)

では具体的にデモの現場ではどのような状況となっているのか。

デモの開始地点(集合場所)は公園が使われることが多い。その付近は警察が周囲を取り囲む形となるため、このときカウンター側が公園内に入るのは許されず警備体制が厳重なときには公園に近づくこともできない。

実際にデモがはじまると、カウンターに対して警察はデモ隊とのトラブルを回避させるために少しでも距離を取らせようとする。その際にいくつかの方法がとられる。

まず1つの方法として、警察は車道を進む隊列と沿道(歩道)から抗議をするカウンターとの間に入る。その際にデモ隊とカウンターが近づくおそれがある場合にそれを止めて引き離す。これが終了地点までつづく。

つぎにみられる方法はカウンターへの制止行動である。最も多いパターンは信号機を赤信号で固定し進めないようにするという方法である。調査対象としたデモの中では15分程度で終わった3月25日以外の全てでみられた。このような行為は信号がある場所に限られているわけではない。5月3日に新社会運動が主催したデモ——1987年に起きた朝日新聞襲撃事件を礼賛＝テロ行為の扇動を目的——においては信号がない通常の歩道でも制止行動がとられていた<sup>10)</sup>。

この行動は複数回おこなわれる。前述の5月3日のルートは神田駅近くの常磐公園から東京駅方面を進行し楓川弾正橋公園までのルートで、デモ自体の時間は約40分程度であった。その間の警察による制止回数は記録できただけで8回にわたった。制止時間は筆者

の計測で序盤（デモ開始直後の地点）の1回目と2回目の制止時間の合計だけで10分以上であった。結果としてカウンターは視界からは——同じく行動する筆者からも——この時点でデモ隊は消えており、終盤まで追いつくのは困難な状態であった<sup>11)</sup>。ほかにも10月21日は（ルートは同様に常磐公園から出発し東京駅方面を通り新橋駅付近の桜田公園まで）約1時間（前後の集会は抜いたデモ行動のみ）おこなわれたが、確認できただけで7回の制止行動がとられた。時間は合計すると約30分<sup>12)</sup>。これはデモの半分近くの時間にのぼる。

この制止行動により抗議行動にはかなりの制限がかかる。信号毎に止められることも少なくない。このためカウンターは制止状態が解けるとデモ隊を追いかけるために（全速力で）走ることになる。このような事情から並走しての抗議には体力が必要とされ、抗議参加者にはかなりの負担が強いられる。

強調したいのは警察の視線、つまり監視はもっぱらカウンターに向けられており制止行動で止められている間はヘイト・スピーチが放置されるということである。

### （3）警察からのメッセージ

では、そうした状況は警察からどのような〈まなざし〉が向けられることによって生起しているのか。〈まなざし〉とは佐野（2003）がレイベリング論の文脈でもちいている「〈まなざし〉」を援用している。ここでは警察がカウンターに対してどのようなラベル＝ステイグマを貼っているのかを問う<sup>13)</sup>。そのことを警察の先導車によるアナウンスから検討していきたい。

ヘイトスピーチ解消法が施行されてからデモ隊の前に警察の先導車両が走るようになった<sup>14)</sup>。車両の上に2～3人ほどの警察官が乗る。その役目は隊列の進行速度の調整やいわゆるDJポリスによる注意喚起のようである。このアナウンスは観察のかぎり対象を4つに分類できる。①デモ隊②カウンター③警備にあたる部隊員④それ以外の通行人に対するものである。このなかでもデモ隊とカウンターに対するものを取り上げる。

調査期間に確認したアナウンスの内容はある程度一定で、細かい言葉使い以外は総じて共通していた。

まずヘイト・スピーチ（解消法）に関係するアナウンスは以下のとおりだ。

午後2時29分。警察はこの先のデモ（・・・）のトラブルを防止し、円滑な交通の流れを確保するため、みなさんのデモ行進を部隊で整理しながら進めていきます。（・・・）法律に基づき国民は本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければなりません。みなさまのご協力をお願いします。<sup>15)</sup>

これはデモ隊が出発する際に読み上げられるものであり、解消法にもとづいてデモをおこなうよう注意喚起がされる。基本的にヘイトス・ピーチに関するものはそれだけである。そのほかは「法律に基づき国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の

実現に寄与するよう努めなければなりません。みなさんのご協力をお願いします。」<sup>16)</sup>のよう  
にデモ行進中に同様のアナウンスがされるのみとなっている<sup>17)</sup>。

では本題となるカウンター行動へ向けられる警察の〈まなざし〉だが、それがあらわさ  
れているのが下記の2つのアナウンスである。

歩道の途中で立ち止まっているみなさん。速やかにそれぞれの方向に移動して下さい。  
みなさんが歩道上で立ち止まっているため、多くのみなさんが通れず迷惑をして  
います。速やかにそれぞれの方向に移動をしてください。<sup>18)</sup>

この場に挑発行為をおこなうのはやめなさい。迷惑法内に触れる不法行為が発生した  
場合、警察は厳正に対処する。<sup>19)</sup>

まず上段について、先述したようにカウンター行動は歩道からデモ隊に対して抗議行動  
をおこなう。そのためほかの通行人が通れるように道を空けて進めという注意である。

つぎに下段では、カウンターに対するものは内容もそうだが口調も強いものとなること  
が見受けられる。たとえば上記のデモ隊への条文の読み上げは「お願いします」と丁寧な  
のに対して、下段のカウンターへのアナウンスは「止めなさい」と命令口調となる。

内容について「法に触れる違法行為が発生した場合、厳正に対処する」という言い方か  
ら、カウンターが違法行為をおこなう可能性があるような状況説明がされる。また「対  
処」という言葉から、何らかの罰則が与えられるような注意もされている。ここで注目し  
たいのはカウンター行動を「迷惑」や「挑発行為」という言葉で表象されている点であ  
る。こうした表象には警察が警備にあたる姿勢があらわれている。それはつぎの注意喚起  
と合わせて考える分かりやすい。

デモ行進中のみなさんは周囲の状況にとらわれることなく許可条件通りの行進をして  
下さい。<sup>20)</sup>

これはデモ隊に向けられたものであるが、ここで出てくる「周囲の状況」とは主にカウ  
ンターからの抗議を指している。それに「とらわれることなく」デモを続けるようにとい  
う内容である。また同アナウンスは「(・・・)挑発行為はやめなさい。デモ行進中にみな  
さんは周囲の状況にとらわれることなく今日の許可条件どおりの行進を続けてください。」<sup>21)</sup>  
と上記の「挑発行為は止めなさい」と一緒にもちいられることもある。ここから警察の姿  
勢が読み取れる。ヘイトデモの現場における警察の仕事はカウンターに「とらわれること  
なく許可条件通りの進行を続けてください」というアナウンスにあらわれているように  
——デモの内容とは関係なく——あくまでもトラブルなく安全にデモを遂行させることな  
のである。

ジグムント・バウマンとティム・メイは「国家が物理的な強制力を独占していることは、裏を返せば、国家によって権威づけられていない力の行使、つまりは国家から権限を付与された代理人以外の者による力の行使は、暴力行為として非難される」(Bauman and May 2001=2016: 299) という。

次節で詳述するが、日本ではヘイトデモが「合法」として許可される。そのためカウンターはその合法デモを「妨害」する存在として位置づけられてしまう。警察の行為は「安全を守る」という名目のもと、バウマンとメイの言葉どおりカウンター行動を国家からの権限が付与されていないただの「暴力行為」と「非難」しているのである。

ここにおいて、ヘイト・スピーチへの抗議行動は合法デモへの「挑発行為」や一般通行人の進行を邪魔する「迷惑」行動と名指される。

以上のような警察の行為は何を意味しているのか。それは「ノイズ化」である。カウンターが発している「NO HATE! NO RACISM」のメッセージは、警察によって「挑発行為」や「迷惑」な事象であると文字通り周囲へアナウンス＝拡散される。その結果、反差別を訴える声はデモによる喧騒の1つ、街を騒がせる「騒音」＝「ノイズ」として、その意味——差別に反対するという行為の正当性——が剥奪されるのである。

### 3——背景としての「反レイシズムゼロ」

本節では、そうした状況の背景として差別を禁止する法律がないこと。そしてヘイトスピーチ解消法の限界を提示して稿を閉じたい。

これまでの研究においてレイシズムにもとづく暴力の増加は当該国の政治制度に強く規定されることが指摘されている (Wieviorka 1998=2007: 84-85)。そのため——正確に言えばナチスドイツによるホロコーストの反省をふまえて——欧米各国をはじめ多くの国で差別禁止法が制定されてきた。

日本政府は1995年に人種差別撤廃条約に加入して以降——条約が採択されたのは1965年でありこの時点で日本の批准は30年おくらせている——、人種差別撤廃委員会から何度も包括的な差別禁止法の制定——人種差別撤廃条約第4条(a)項・(b)項の留保の撤回——を勧告されていた。しかし日本政府は一貫して「右留保を撤回し、人種差別思想の流布等に対し、正当な言論までも不当に萎縮させる危険を冒してまで処罰立法措置をとることを検討しなければならないほど、現在の日本が人種差別思想の流布や人種差別の扇動が行われている状況にあるとは考えていない。」<sup>22)</sup>と説明し、これに応じてきていない。日本政府がとる姿勢の問題や国際的な視点からみた場合の人権状況の立ち遅れ、差別禁止法の必要性は法学者らの先行研究ですでに重要な指摘がなされている (e.g. 師岡 2013; 前田 2015; 桧垣 2017; 近藤 2017; 金 2017)。

反レイシズム情報センター (ARIC) の代表である梁英聖 (2016) はこうした日本の状況を「反レイシズムゼロ」と表現する。梁によれば、欧米先進諸国ではすでにレイシズムを



規制するための基準となる法律がある状態「反レイシズム 1.0」を前提に「どこまで規制が可能なのか」という議論のもと法律の改良・克服をしていく「反レイシズム 2.0」の段階に移行している。それに対して日本の状況は差別と区別の違いを判断する客観的規準＝反差別法がどこにもなく「誰もが安心してレイシストになれる先進国唯一のレイシズムフリー国家」(梁 2016: 184) であるという。国家が何を「合法」として何を「非合法」とするのか決定する権限をもっている(佐藤 2014: 34) ことを考えれば、日本の現状はヘイト・スピーチをとまなう差別デモを「合法化」しているといっても過言ではないだろう。

では、ヘイトスピーチ解消法は「反レイシズムゼロ」を克服しうるのはか。

2016年6月3日の施行日に警視庁から各都道府県の警察に向けて出された通達「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律の施行について(通達)」<sup>23)</sup>の3項「法を踏まえた警察の対応」には「いわゆるヘイトスピーチといわれる言動やこれに伴う活動について違法行為を認知した際には厳正に対処するなどにより、不当な差別的言動の解消に向けた取組に寄与されたい」とある。同日の毎日新聞の報道でも警視庁幹部の声として「『これまで以上に厳正に対処することで、ヘイトに厳しい姿勢を示す』」(『毎日新聞』2016.6.3夕刊、東京版、1面) ことが紹介されていた。

先述したように解消法は「理念法」であって罰則規定はない。そのため警察自身が取り締まることができないのが現状である<sup>24)</sup>。刑法学者でドイツのヘイト・スピーチ規制法に詳しい金尚均が「禁止規定があれば警察なり行政なりが強くなるんですが、現状では警察はヘイトデモに対して車の上から解消法の条文を読んで終わってしまうのです。」(金 2018: 145) と指摘しているとおりである。

たしかにヘイトスピーチ解消法以降、以前にみられたような警察からカウンターへの暴力行為などはおきていない。だが警察という「暴力装置」によって作られる「守られる差別」「排除される反差別」という「権力的非対称性」といえるような基本的な構図は変化していない。1節で整理した宝月の指摘をふまえれば、解消法は警備にあたる警察の「解釈ルール」の構成、そして現場における「裁量」に——アナウンスを流すなどの微々たる変化以外に——大きな変化を与えているとはいえない。

以上をふまえたとき、現状のヘイトスピーチ解消法では「反レイシズムゼロ」を乗り越えたとはいえないのではないだろうか。

### —— むすびにかえて——差別的言動のない社会の実現に寄与しているのは誰なのか

本稿では、ヘイトデモにおける警察の対応を問題化し分析をおこなってきた。そこで注目したのは警察からカウンター行動に対する行動とその〈まなざし〉であった。

まず1節ではヘイト・スピーチの現場では警察は1つの行為主体であり、対応次第で差別を冗長・拡大、または抑制すること。そこでいう主体とは法規則に影響される。だからこそ国家の規範を体現する存在として人びとに受け止められることをのべた。2節ではフィー



ルド調査で得られたデータをもとに警察はヘイト・スピーチを止めることではなく、あくまでもトラブルなくデモを終わらせることのみが目的となっていること。その姿勢においてはカウンターがトラブル要因とみなされること。結果としてカウンター行動が止められるばかりか、デモ隊への「挑発行為」や一般通行人への「迷惑」と表象されていることをのべた。3節では、その背景にレイシズムを規制する法律がない＝「反レイシズムゼロ」があること。またヘイトスピーチ解消法もその状況乗り越えてはいないことを指摘した。

ここまで描いてきたことを極端に表現すれば、警察の対応は「ヘイトスピーチ、許さない。」<sup>25)</sup>ではなく、カウンターを一方向的に制止し迷惑行為とする「反ヘイト、許さない。」という状況を作っているといえるのではないか。

最後にあらためてヘイトスピーチ解消法の第3条を引用しておきたい。

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

ここで1つの疑問がわく。はたして「差別的言動のない社会の実現に寄与しているのは誰なのか」ということだ。それはヘイト・スピーチそしてレイシズムを止めるために毎週のように闘うカウンター＝プロテスターではないのか。残念ながら解消法に書かれている「国民の務め」を果たしている／果たそうとしている人びとが認められず、ヘイト・スピーチが叫ばれるまさにその現場で「反ヘイト」「反差別」のメッセージが正当性を得られないような状況がある。

解消法の制定以後も日本政府はヘイト・スピーチを禁止する（罰則付きの）法律の制定に取り組む様子はない<sup>26)</sup>。そこで持ち出されるのが「表現の自由」だ。しかし実際には「表現の自由」は「差別をする自由」の許容へと転倒しているのではないか。ヘイト・スピーチは現在もおこなわれ、警察は逆に「差別に反対する表現の自由」を制止する。

「NO HATE ! NO RACISM」の声を社会にどう位置づけるのか。そのためにも実効性のある法制度の整備＝「反レイシズムゼロ」からの脱却がポスト解消法の課題であろう。

#### 〈注〉

- 1) 元「在特会」会長の桜井誠（現日本第一党党首）によれば、その特徴は「既存保守のアンチテーゼとして新しい保守運動を作り上げる」（桜井2014: 167）ことにある。「行動」とは「既存保守が『行動しない』ことへの皮肉の意味」であり、これまでの「保守」との違いとして、①インターネットを使った積極的な運動の宣伝や、②デモなどの街頭宣伝という直接的な運動スタイルがあげられている（桜井2014: 167-168）。
- 2) ここでは一括りに「カウンター」と表現するが、その内実は多様である。本稿では路上における状況を記述するため、あくまでも直接的な抗議行動に焦点をあてている。しかしそれは一部の側面でしかない。ほかにもレイシズムへの対抗方法として書籍の出版や音楽イベント、インターネット上

- での「行動保守」のアーカイブ作成などがあげられる。カウンター行動に関する研究として富永 (2015) や当事者からは野間 (2018) にくわしい。
- 3) 本稿では紙幅の都合上法律の制定過程を細かく記述することはできないが、経緯については成立に関わった国会議員による『ヘイトスピーチ解消法——成立の経緯と基本的な考え方』(2016) や NGO から『Q&A ヘイトスピーチ解消法』(2016) が出版されており、条文などの詳細な情報はこちらで確認ができる。
  - 4) たとえばヘイトスピーチ解消法の制定に関わった西田昌司参議院議員と現「在特会」会長の八木康洋が YouTube 上で公開した対談 (「ヘイトスピーチ法議論②」西田昌司×八木康洋 保守対談 VOL.2) において、「行動保守」の参加者であろう人物が西田議員宛てにデモで読み上げる文面がヘイト・スピーチであるかチェックして欲しいというメールが来たことを紹介している。以下は動画から筆者が文字起こしをしたもの。「それはなんでかという、簡単な話で、個別具体的な話だから状況なんですこれ全て。たとえば一番分かりやすいのは、あの時にね、私がこういう議論をしている最中国会で、こうね、桜井さんか誰か知らないけれど、メールが来るわけね。『今度川崎でこういう文章でやろうと思います』と。演説ね、『どこがヘイトか添削してください』と。バカ野郎と。ね、それこそまさに人をなめてるのかと言う話ですよ。」(URL: <https://www.youtube.com/watch?v=Q6hPMcmKsks>, 2018年12月5日アクセス。以降はすべて同日にアクセスしているため以下から URL のみ表記する。)。また日本の治安情勢の専門誌である『治安フォーラム』において「行動保守」のデモがおこなわれる際に主催者からインターネット上で解消法に従って行動するように告知する、デモの現場でも参加者にヘイト・スピーチをしないよう事前指導している様子がみられたことが報告されている (新開 2017: 28; 梅木 2018: 47)。
  - 5) この調査は施行日の 2016 年 6 月 3 日から 2017 年 5 月末日までを対象に、法務省がヘイト・スピーチとして示した 3 類型に則って抽出している。その類型は①特定の民族や国籍の人々を、合理的な理由なく、一律に排除・排斥することをあおり立てるもの (「〇〇人は出て行け」、「祖国へ帰れ」など)、②特定の民族や国籍に属する人々に対して危害を加えようとするもの (「〇〇人は殺せ」「〇〇人は海に投げ込め」など)、③特定の国や地域の出身である人を、著しく見下すような内容のもの (特定の国の出身者を、差別的な意味合いで昆虫や動物に例えるものなど) である。具体的な事例は報告書の「第 2 章補遺①」で閲覧ができる。執筆者の明戸隆浩も指摘しているが、法務省が示す類型の範囲は狭く極端に酷いものしか該当しない (人種差別実態調査研究会 2018: 9)。また近年「行動保守」側も法律を意識してか、3 類型に当たらない抜け道的な表現をもちいている。たとえば「〇〇(国名) 死ぬ」といったものである。この場合は国名であるため「〇〇人死ぬ」の対象とはならない可能性が高い。その目的は「〇〇(人)」を指しているのは文脈的には明らかであり、そうした表現をどのようにとらえるかも課題である。この点について新開湊人 (2017) もくわしい。類型について報告書公開時には一般に公表されていなかったが、現在は法務省の HP から確認ができるようになっている。( [http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html))
  - 6) NPO 法人多民族共生人権教育センターが在日コリアンの集住地区である生野区でおこなった被害実態調査では回答者 100 人のうち 87 人がデモの許可をするべきでない」と回答している (NPO 法人多民族共生人権教育センター 2015: 10)。
  - 7) 2016 年 6 月 5 日の川崎市中原区のデモについて、神奈川新聞「時代の正体」取材班編 (2016) が詳しい。
  - 8) <http://www.koudouhosyu.info/calender.html>
  - 9) 「行動保守カレンダー」以外で (「在特会」らの団体または個人の HP や Twitter) デモの予定を公表することも多い。本文でのべたようにあくまでも「行動保守」のデモか否かの判断基準としてもちいており、表 2 のデモがすべてカレンダーに記載されているわけではない。そのためデモの日程把握はカウ

ンター諸氏がTwitter上で発信している情報——主に Anti-Racism Project 氏 ([https://twitter.com/a\\_r\\_project](https://twitter.com/a_r_project)) や odd\_hatch 氏 ([https://twitter.com/odd\\_hatch](https://twitter.com/odd_hatch)) ——を参考にしている。

- 10) 2018年5月3日フィールドメモより。
- 11) 2018年5月3日フィールドメモより。
- 12) 2018年10月21日フィールドメモより。
- 13) レイベリング論では「逸脱」行為をおこなう側ではなく、それを「逸脱」と規定する側——特に警察などの権力をもつ社会統制機関——を問題とする。それをふまえて佐野は「ここで問わなければならない点は、実はこうした人びとを〈変な人〉たちと類型化して対処している、私たちの〈まなざし〉や〈構え〉である。」(佐野 2003: 164)と指摘する。
- 14) 調査したなかで5月3日は先導車両がみられなかった。その理由は不明であるが、筆者の近くにいた警察官に事情を聞いたところ車両がなかったことも認識していなかった。解消法以後に警察の対応が所轄などによってバラツキが大きいことが指摘されているが(明戸 2017: 4)、本件もその1つの事例であろう。
- 15) このアナウンスは2018年3月25日に記録したものである。データの収集方法については、警察の先導車両の近くを並走しつつ録音をおこなった。文中の(…)は聞き取りが出来なかった箇所である。アナウンスデータはすべて同様の方法で記録したものであるため、以下では日時のみを記載する。
- 16) 2018年4月8日。
- 17) 各アナウンスが何回おこなわれていたのか正確には把握できないが、筆者の聞き取りが可能だったもので条文の読み上げは多くて5月27日と9月17日の3回(デモ開始時と途中を合わせて)であり、ほとんどはスタート時に1回読み上げるのみであった。それに対してカウンターへの注意喚起は10回以上を数えるときもある。3月4日の原宿はデモ隊への条文読み上げが出発の1回であったが、カウンターへの注意喚起は記録できただけで13回、10月28日の浅草は条文読み上げが同じく1回、カウンターへは19回にのぼった。このように対比して考えてみた場合に——もちろん条文を読み上げるだけで抑止効果があるとは考えられないが——デモ隊へのアナウンスが多いとはいえない。また2月18日の新宿や6月10日の池袋では、警察のアナウンスの音が「行動保守」側の——ヘイト・スピーチをとまなう——街宣車のスピーカーの音量に負けており、現地(警察の先導車両の隣)で聞いてもほとんど聞こえないような状況であった。
- 18) 2018年5月27日。
- 19) 2018年9月17日。
- 20) 2018年5月27日。
- 21) 2018年10月28日。
- 22) 2001年に日本政府が公表した『人種差別撤廃委員会の日本政府報告審査に関する最終見解に対する日本政府の意見の提出』(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/iken.html>)より。
- 23) <https://www.npa.go.jp/pdc/notification/keibi/biki/keibikikaku20160603.pdf>
- 24) 2017年に移住者と連帯する全国ネットワーク(移住連)が中心におこなった省庁交渉でも警視庁からはヘイト・スピーチに関連した対策チームをつくる必要はなく、交通妨害や公共の安寧保持に直接危険をおよぼすことが明らかでないかぎりデモを許可しなければならないと答えている(移住者と連帯する全国ネットワーク編 2018: 18)。
- 25) 法務省が解消法に合わせて作成したリーフレットの文言から引用([http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04\\_00108.html](http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00108.html))。
- 26) 解消法施行後(2016年8月19日)のNGOとの意見交換でも「したがって、4条の(a)及び(b)について実施しないとして留保しているわけではなく、その上で、我が国の現状として留保の撤回等を

検討する状況には至っていないとの認識」とのべており、その認識に変化がないことがうかがえる。  
(file:///C:/Users/Owner/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/0WOOKOWY/000188878.pdf)。  
昨年度の NGO との省庁交渉でも同様である (移住者と連帯する全国ネットワーク編 2018: 18-19)。

#### 《文献》

- 明戸隆浩, 2013, 「欧米のヘイトスピーチ規制から日本の進むべき先を考える」『Journalism』朝日新聞社, 282: 28-36.
- , 2017, 「ヘイトスピーチ解消法成立後の政府の取り組み」外国人権法連絡会編『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書●2017年』外国人権法連絡会, 4.
- , 2018, 「解消法成立後1年半のヘイトスピーチの現状」外国人権法連絡会編『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書●2018年』外国人権法連絡会, 7.
- Bauman, Zygmunt and May, Tim, 2001, *Thinking Sociologically*, 2nd ed., Black-well. (=2016, 奥井智之訳『社会学の考え方 [第2版]』筑摩書房.)
- 深沢潮, 2015, 『緑と赤』実業之日本社.
- 外国人権法連絡会編, 2016, 『Q&A ヘイトスピーチ解消法』現代人文社.
- Giddens, Anthony, 1985, *The Nation-State and Violence*, UK: Polity Press. (=1999, 松尾精文・小幡正敏訳『国民国家と暴力』而立書房.)
- 桧垣伸次, 2017, 『ヘイト・スピーチ規制の憲法学的考察——表現の自由のジレンマ』法律文化社.
- 樋口直人, 2018, 「ヘイトが違法になるとき——ヘイトスピーチ規制法制定をめぐる政治過程」『レヴアイアサン』木鐸社, 62: 96-115.
- 宝月誠, 1990, 『逸脱論の研究』恒星社厚生閣.
- 移住者と連帯する全国ネットワーク編, 2018, 『M ネット』移住者と連帯する全国ネットワーク, 196.
- 人種差別実態調査研究会, 2018, 『日本国内の人種差別実態に関する調査報告書【2018年版】』, (2018年10月31日取得, <https://gjinken.files.wordpress.com/2018/04/e4babae7a8aec5b7aec588a5e5ae9fe6858be8e8aabfe69fbb7a094e7a9b6e4bc9ae5a0b1e5918ae69bb8e380902018e5b9b4e78988e380911.pdf>).
- 人種差別撤廃 NGO ネットワーク (ERD ネット), 2018, 『市民社会共同レポート 日本における人種差別——国連人種差別撤廃委員会第10・11回日本政府定期報告(CERD/C/JPN/10-11)審査に向けて』, (2018年10月30日取得, file:///C:/Users/Owner/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/6ZXM6URJ/ERD-Net\_Joint-Civil-Society-Report\_JPN\_CERD2018.pdf).
- 神奈川新聞「時代の正体」取材班編, 2016, 『ヘイトデモをとめた街——川崎・桜本の人びと』現代思潮社.
- 金尚均, 2017, 『差別表現の法的規制——排除社会へのプレリユードとしてのヘイト・スピーチ』法律文化社.
- , 2018, 「ヘイトスピーチ解消法の施行から2年 問題点を見つめ、新たな法律を」『社会運動』, 432: 142-151.
- 国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウ, 2014, 『在日コリアンに対するヘイトスピーチ被害実態調査報告書』, (2018年10月30日取得, file:///C:/Users/Owner/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/ZHODCDH1/ヘイトスピーチ調査報告書.pdf).
- 近藤敦, 2017, 「ヘイトスピーチ規制の課題と展望」移民政策学会編『移民政策研究』明石書店, 9: 6-20.
- 前田朗, 2015, 『ヘイト・スピーチ法研究序説——差別扇動犯罪の刑法学』三一書房.
- , 2018, 『メディアと市民——責任なき表現の自由が社会を破壊する』彩流社.
- 丸山真男, 1960, 「現代における態度決定」『世界』岩波書店, 175: 175-184.
- Momboisse, Raymond M., 1967, *Community Relations and Riot Prevention*, Charles C. Thomas. (=1969, 渡辺正郎訳『市民と警察』立花書房.)

- 師岡康子, 2013, 『ヘイト・スピーチとは何か』岩波書店.
- , 2016, 「差別の撤廃に向けて ヘイトスピーチ解消法成立の意義と今後の課題」『世界』岩波書店, 885: 218-225.
- , 2017, 「ヘイトスピーチ解消法の成立の経緯と意義」外国人権法連絡会編『日本における外国人・民族的マイノリティ人権白書●2017年』, 2-3.
- 中村一成, 2014, 「ヘイトスピーチ その絶望的な『軽さ』に對峙する」『インパクション』, 196: 163-165.
- 野間易道, 2018, 『実録・レイシストをしばき隊』河出書房新社.
- 沢瀉颯次郎, 2015, 「右派系市民グループの動向と警察措置」『Keisatsu koron』, 70(12): 23-32.
- NPO 法人多民族共生人権教育センター, 2015, 『生野区における「ヘイトスピーチ被害の実態調査」最終報告』, (2018年10月30日取得, file:///C:/Users/Owner/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/XE69BL6J/832c213d3320b6456d63c90ab1ad8d3f.pdf).
- Ritzer, George, 1993/1996, *The McDonaldization of Society*, Pine Forge Press. (=1999, 正岡寛司訳『マクドナルド化する社会』早稲田大学出版部.)
- 梁英聖, 2016, 『日本型ヘイトスピーチとは何か——社会を破壊するレイシズムの登場』影書房.
- 桜井誠, 2014, 『大嫌韓時代』青林堂.
- 佐野正彦, 2003, 『逸脱論と〈常識〉』いなほ書房.
- 佐藤成基, 2014, 『国家の社会学』青弓社.
- 瀬戸弘幸, 2016, 『現代のカリスマ・桜井誠』青林堂.
- 新開湊人, 2017, 「最近の右派系市民グループの動向」『治安フォーラム』立花書房, 23(11): 21-31.
- Skolnik, Jerome H., 1966, *Justice without Trial*, John Wiley & Sons. (=1971, 齋藤欣子訳『警察官の意識と行動』東京大学出版会.)
- 富永京子, 2015, 「社会運動の変容と新たな『戦略』——カウンター運動の可能性」山崎望編『奇妙なナショナリズムの時代——排外主義に抗して』岩波書店, 113-138.
- 梅木学, 2018, 「平成29年の右翼運動等を振り返って」『治安フォーラム』立花書房, 24(2): 39-49.
- 魚住裕一郎・西田昌司・矢倉克夫・三宅伸吾・有田芳生・仁比聡平・谷亮子, 2016, 『ヘイトスピーチ解消法——成立の経緯と基本的な考え方』第一法規.
- Weber, Max, 1921, *Politik als Beruf. Gesammelte politische Schriften*, Drei masken verlag. (=2009, 中山元訳『職業としての政治』『職業としての政治／職業としての学問』日経BP社.)
- Wieviorka, Michel, 1998, *Le racisme: une introduction*, La Découverte. (=2007, 森千香子訳『レイシズムの変貌——グローバル化がまねいた社会の人種化、文化の断片化』明石書店.)
- , 2004, *La violence*, Ballard. (=2007, 田川光照訳『暴力』新評論.)